

2020 年第 166 號法律公告

《2020 年〈2020 年差餉 (豁免) 令〉(修訂) 令》

(由行政長官會同行政會議根據《差餉條例》(第 116 章)第 36(2) 條作出)

1. 修訂《2020 年差餉 (豁免) 令》

《2020 年差餉 (豁免) 令》(2020 年第 21 號法律公告) 現予修訂，修訂方式列於第 2 條。

2. 修訂第 4 條 (豁免繳交差餉——非住宅物業單位)

(1) 第 4(1) 條——

廢除

“上限款額，”

代以

“\$5,000，”。

(2) 第 4(1) 條——

廢除

“則上限”

代以

“則 \$5,000 的”。

(3) 第 4 條——

廢除第 (2) 款。

《2020 年〈2020 年差餉(豁免)令〉(修訂)令》

2020 年第 166 號法律公告

B2956

行政會議秘書

梁蘊儀

行政會議廳

2020 年 9 月 8 日

註釋

本命令修訂《2020 年差餉(豁免)令》(2020 年第 21 號法律公告), 以提升非住宅物業單位在 2020 年 10 月 1 日至 2021 年 3 月 31 日期間可享的差餉豁免。經修訂後, 非住宅物業單位在該段期間可享的豁免的上限, 增至 \$5,000。